

## 専門性認定要件評価・認証に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会（以下「協議会」という。）に対して学術団体等から評価申請が行われた、専門性認定を受けようとする獣医師がその認定要件を満たしているかどうかを確認する者（以下「専門性認定団体」という。）の要件についての必要事項を定め、もって専門性認定要件の評価及び専門性認定団体の認証が円滑に行われることを目的とする。

### (申請)

第2条 協議会に対して専門性認定要件の評価申請を行う専門性認定団体（以下「申請団体」という。）は、獣医学に関する学術・技術、疾病等に関する学術集会・講習会の開催、学術雑誌の発行等を行う団体とする。

2 申請団体による専門性認定要件の評価申請は、専門性認定要件に関する情報を申請内容として、評価申請料を添えて協議会へ提出する。ただし、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第12条に基づき、当面、当該申請料は免除する。

3 申請後に申請団体の組織の名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

### (専門性認定要件の評価)

第3条 協議会は、申請団体から評価申請があった日から6か月以内に認証評価委員会において評価を終了する。

2 認証評価委員会が行う専門性認定団体の認証要件及び専門性認定を受ける獣医師の認定要件の評価は、次条に定める評価基準に従って実施する。

### (専門性認定要件の評価基準)

第4条 専門性認定団体に関する認証要件の評価基準は以下のとおりとする。

- (1) 法人格の保有並びに財政的安定性
  - (2) 原則として100名以上の会員
  - (3) 団体としての有意な活動実績及びその内容の公表
  - (4) 定期的な獣医学に関する学術集会の開催（オンラインによる開催を含む）
  - (5) 冊子の発行等による定期的な獣医学に関する情報発信
  - (6) 専門性に関する資格の取得条件に関する規程の公表
  - (7) 専門性に関する資格の適正な認定試験の実施
  - (8) 専門性に関する資格の定期的かつ適正な更新
  - (9) 専門性認定を行った獣医師の登録及び公表
  - (10) 活動の内容等が公序良俗に反しないものであること
- 2 専門性認定を受ける獣医師に関する認定要件の評価基準は以下のとおりとする。
- (1) 臨床歴、研究歴等
  - (2) 学術・技術講習会等（オンラインによる開催を含む）の受講
  - (3) 学会発表または論文発表
  - (4) 認定試験合格

### (評価結果の通知)

第5条 協議会は、認証評価委員会において行われた専門性認定団体の評価結果及び専門性認定要件の評価結果に基づき認証の可否を決定し、その結果を申請団体に対して速やかに通知する。

2 協議会は、必要に応じて申請団体に対して評価結果に関して助言を行うことができる。

### (認証の有効期間及び認証の更新)

第6条 認証の有効期間は、認証を行う旨の評価結果通知書の日付から5年間とする。

第7条 認証を受けた専門性認定団体が、認証の有効期間満了後も引き続いて認証を受ける場合の認証更新の要件は以下のとおりとする。

- (1) 認証の有効期間が満了する6カ月前までに、認証評価委員会が求める書類及び別に定める更新申請料を添えて、更新申請書を協議会に提出するものとする。ただし、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会規約第12条に基づき、当面、当該申請料は免除する。
- (2) 認証更新の可否は、第4条に定める専門性認定要件の評価基準に加え、認証通知書の日付から更新申請書の提出までの間における当該団体の活動実績（認定・専門獣医師の認定人数）を認証評価委員会において審査の上、決定する。

(認定・専門獣医師情報の登録)

第8条 協議会から認証を受けた専門性認定団体は、専門性を認定した獣医師（以下「認定・専門獣医師」という。）の登録情報を速やかに協議会に提出する。なお、提出方法は電子データによる。

- 2 協議会は、認定・専門獣医師の登録情報を受理次第、速やかに認定・専門獣医師等認定・登録・管理システム（以下「管理システム」という。）への登録を行う。なお、当該情報の管理等については、認定・専門獣医師協議会事務局運営細則において定める。
- 3 専門性認定団体は、認定・専門獣医師登録情報の管理システムへの登録にあたり、別に定める認定・専門獣医師情報登録料を協議会に納入する。ただし、当面、当該登録料の納入を免除する。

(辞 退)

第9条 認証を受けた専門性認定申請団体は、任意にいつでも辞退届を協議会に提出することにより認証を辞退することができる。

(認証資格の取消)

第10条 認証を受けた専門性認定団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、協議会の決議によって当該団体の認証を取り消すことができる。

- (1) 本細則その他の規則に違反したとき
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、取消を行うべき正当な事由があるとき

(認証の喪失)

第11条 前条の場合のほか、認証を受けた専門性認定団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、その認証を喪失する。

- (1) 全ての協議会委員が同意したとき
- (2) 当該団体が解散したとき

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、協議会の決議による。